

福岡県公報

平成19年3月7日
第2650号

目次

告示(第469号—第485号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○共同施行による土地改良事業計画変更の適否決定	(農地計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	5
公 告		
○平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	11

告 示

福岡県告示第469号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町黒崎開字五番736番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字倉永3427番地
坂井 健 坂井 真紀子

福岡県告示第470号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町北新開字乙中647番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町北新開649番地3
中村 貴大

福岡県告示第471号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字川宮1506番1、1506番4、1506番6、1506番7、1506番9、1506番10、1507番2、1507番4から1507番6まで、1507番8、1508番6、1508番8、1508番9、1508番11から1508番29まで、1508番34、1509番1、1509番3、1509番4、1511番1、1511番5から1511番7まで、1512番1、1512番23、1512番25から1512番33まで、1512番38から1512番50まで及び1512番51

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字伊田1938-17

そごう開発株式会社 代表取締役 肥吉 静夫

福岡県告示第472号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町北新開字古賀201番2、202番5、209番、212番、213番、214番1、214番2、216番13及び1204番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

三潞郡大木町大字高橋518番地

株式会社 アスタラビスタ 代表取締役 猪口 芳範

福岡県告示第473号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字上巻字七田244、245-1、245-4、246、247及び249-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第1福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第474号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字長浜字舟底2069-1、2069-13から2069-18まで、2070-4から2070-10まで、2071-1、2071-6から2071-10まで、2072-1、2072-6から2072-14まで、2079-1から2079-6まで及び2080-1から2080-5まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市長浜2043番地の1

株式会社大藪組 代表取締役社長 石井 正

福岡県告示第475号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字和泉字前田90-1、91、95-1、95-2、97-1、97-2、98及び105-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第1福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第476号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字野北字西野1497-135、1497-136、1497-137、1497-138及び1498-3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区西中洲11-22
株式会社ストラテジック・プランニング・スタジオ
代表取締役 蓑原 俊樹

福岡県告示第477号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成19年2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
(変更前) 特定非営利活動法人ナチュラルはーと
(変更後) 特定非営利活動法人百歳健康塾

(2) 代表者の氏名
中井 紀夫

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区田村三丁目29番16号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、経済的弱者やその他何かに困惑している国民に対して、その情報を吸い上げ、解決方法を導き出し、必要な人・物・情報を無償又は低価格で提供できる仕組み作りに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第478号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市白水ヶ丘1丁目21番及び22番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市大字上白水806番1
八尋 和敏

福岡県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を平成19年2月26日付けで適当であると決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯塚市上三緒黒の内土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し ・規約の写し	平成19年3月7日から 平成19年4月5日まで	飯塚市役所

福岡県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	三 上 瀧 陽 線	前	八女郡広川町大字新代607番2先から 同郡同町大字新代1862番2先まで	10.6 ～ 23.6	427.2
			後	同上	10.6 ～ 23.6	427.2

福岡県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	三 上 瀧 陽 線	八女郡広川町大字新代601番3先から 同郡同町大字新代1862番2先まで

福岡県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久 留 米 城 島 線 大 川	前	久留米市大善寺町藤吉463番先から 同市大善寺町藤吉340番先まで	8.0 ～ 21.6	660.0
			後	同上	14.0 ～ 21.6	660.0

福岡県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米城島線 大川	久留米市大善寺町藤吉463番先から 同市大善寺町藤吉340番先まで

福岡県告示第484号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人生活支援センター

(変更後) 特定非営利活動法人健康サポートセンター

(2) 代表者の氏名

中山 英敬

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市飯塚13番23号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、すべての市民に対し自立支援をテーマに、「生活支援サービス事業」と「福祉サービス情報連携事業」及び「介護保険法に基づく居宅サービス事業」を行い、生活に必要な情報やサービスの提供及び、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

(変更後) この法人は、「健康で明るい地域社会の実現に貢献します」を理念とし、人々の健康増進を実現するため、医療機関及び研究機関と連携し、科学的根拠

に基づいた運動及び機能性食品を用いた新しい健康サービス（以下「新しい健康サービス」という。）を病診連携の枠組みに基づき構築し、全国に展開することで、地域社会の保健、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第485号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

宮若市

2 事業の種類

宮若市公共施設駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県宮若市宮田字浮州及び本城字本白地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である宮若市は、本件事業を施行する権能を有する主体であるところ、事業用地の先行取得を宮若市土地開発公社に依頼し、これに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、宮若市が宮若市宮田字浮州及び本城字本白地内において、宮若市庁舎に隣接する土地及び近隣の土地に、来庁者及び公共施設利用者用の駐車場として整備を行うものである。

宮若市は、平成18年2月11日に宮田町と若宮町との合併によって誕生し、旧宮田町庁舎を宮若市本庁舎としている。また、宮若市本庁舎の周辺には、中央公民館、文化センター、多目的会館マリーホール宮田、母子寡婦福祉会館、地域交流センターなどの公共施設が集積している。

合併により自動車での来庁者及び公共施設の利用者が増加したため、来庁者及び公共施設利用者用の158台分の既存駐車場の狭隘化が常態化しているが、市庁舎及び公共施設の敷地内には駐車場を拡張する余地はない。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁者及び公共施設利用者の利便性の向上、周辺の住民の安全の確保が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、本庁舎東方に存する第3別館の敷地の隣接地を東駐車場（仮称）とするほか、南駐車場（仮称）については、必要とする面積の確保、住民の利便性・安全性、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から5案について検討を行ったうえで、必要とする面積が確保でき、住民の利便性・安全性が高く、工事の施工性に優れ、土地利用に与える影響が比較的小さく、用地費等も5案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、公共施設駐車場整備に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁者及び公共施設利用者の利便性の向上、周辺住民の安全の確保を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、宮若市から申請のあった宮若市公共施設駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

宮若市役所（企画財政課）

公 告

公告

平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の17第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成19年6月30日現在、木造建築士試験にあつては平成19年7月21日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学

校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（昭和47年4月福岡県告示第367号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成17年及び平成18年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。
- ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成19年7月1日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成19年9月16日（日曜日） 午前11時30分～午後4時	

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成19年7月22日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成19年10月14日（日曜日） 午前11時30分～午後4時	

3 受験の申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受 付 時 間
平成19年4月1日（日曜日）～同月6日（金曜日）	受付開始日の午前10時～ 受付最終日の午後4時

ウ 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

エ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、県の土木事務所建築指導課、社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東3-14-18）及び小倉建設会館（北九州市小倉北区田町11-15）において配布する。

イ 受験申込書は、エの受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受付時間	受 付 場 所
平成19年4月9日（月曜日）～ 同月13日（金曜日）	午前10時～ 午後4時	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館7階 北九州市小倉北区田町11-15 小倉建設会館

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成19年8月28日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月11日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月6日（木曜日）頃に発表する。発表は、合格者に対して通知するほか、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東2-9-1）及び社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）に掲示して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問い合わせは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）若しくは県の土木事務所建築指導課、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公告

福岡県警察放置違反金関係事務委託ついて、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県警察放置違反金関係事務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 委託業務場所

福岡市博多区千代6丁目4番14号

福岡県警察東浜駐車対策センター内

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月22日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」（サービス業種、その他）に登録されている者で、等級「AA、A」に格付されている者（中分類は問わない。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年3月7日(水)から平成19年3月16日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までに於いて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算開始、会社更生法手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成19年3月14日(水)午後2時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

(3) 参加申込方法

平成19年3月13日(火)午後5時15分までに4の部局まで電話での申込み

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成19年3月22日(木)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

(2) 日時

平成19年3月23日(金)午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年3月7日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成19年4月25日（水）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第63号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年3月7日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年4月17日（火） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成19年4月20日（金） 13：30～16：30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成19年4月23日（月） 13：30～16：30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)